

平成20年度 第2回 森林審議会議事録

日 時：平成20年12月16日（火） PM1:30～PM3:40

場 所：甲府市 恩賜林記念館 大会議室

議 案：会長代行の選出

諮問事項

山梨東部地域森林計画（案）

富士川上流及び富士川中流地域森林計画の変更（案）

報告事項

やまなしの森づくりCO<sub>2</sub>吸収認証制度について

出席委員：大須賀 久、金子 正司、風間ふたば、小林 良英、嶋 光雄、  
清水みどり、高村 忠久、辻 一幸、戸栗 敏、芳我 和男  
二宮 勝、 山村 元子 以上 12名

事務局：千野林務長、宮下森林環境部次長、前山森林環境部技監、  
宮島森林環境総務課長、望月みどり自然課長、岩下森林整備課長、  
馬場林業振興課長、杉村県有林課長、深沢治山林道課長、苗村中  
北林務環境事務所長、渡邊峡東林務環境事務所長、生井峡南林務  
環境事務所長、小林富士東部林務環境事務所長、小俣森林総合研  
究所長、他

審 議 の 概 要

司 会：（はじめのことば）

審議に先立ちまして新任の森林審議会委員に任命書を交付します。

林務長：（新任の二宮委員に任命書を交付）

司 会：ただいまから、森林審議会を開催します。

最初に、森林審議会の成立についてですが、山梨県森林審議会運営規則第5条により、委員の出席が過半数以上とされています。

当審議会の委員数は15名で、本日まで出席の委員数は、12名です。過半数に達していますので会議は成立しておりますことをご報告します。

なお、森林審議会の審議は、公開となっており、後日その議事録

が県庁のホームページより閲覧が可能となります。また、今年度から「山梨県森林審議会傍聴要領」が制定され、審議会の審議が傍聴可能となり、本日も傍聴席が設定してあります。

次に、議事に先立ちまして、千野林務長が挨拶を申し上げます。

林務長：（挨拶）

司会：次に今日出席の県職員の紹介をいたします。

（所属長以上紹介）

続きまして、森林審議会「会長」の辻様から、ご挨拶をいただきます。

会長：（挨拶）

司会：ありがとうございました。

はじめに、議長の選出であります。山梨県森林審議会運営規則第3条により、議長は会長があたることとなっておりますので、辻会長をお願いします。

議長： それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしく御協力をお願いします。

議事に入る前に、議事録署名委員2名の選出ですが、「山梨県森林審議会運営規則第7条第2項」の規定により、議長が指名することになっておりますので、今回は、大須賀委員と清水委員にお願いします。

次に、空席となりました「会長代行」の選任について、お伺いします。「会長代行」につきましては、森林法第71条第3項により、委員の互選によるとされていますが、委員の皆さんのご意見を伺います。

委員： 会長代行については、経験年数の多い委員にお願いしてはいかがでしょうか。

議長： 経験年数が多い委員となりますと、田中委員となります。今日は欠席していますが、会長代行については、田中委員にお願いする意見がありました。いかがでしょうか。

各委員： 異議なし・・・拍手・・・

議長： それでは、皆さんの賛同がありましたので、新しい会長代行には、田中委員さんをお願いします。

それでは、知事から諮問のありました、第1号議案「山梨東部地域森林計画の案」についてと、「富士川上流地域森林計画及び富士川中流地域森林計画の変更案」について、一括して議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局：（ 諮問事項の内容について説明 ）

議長：事務局の説明が終わりました。

ここで、森林法第6条における、縦覧に供した結果の説明をお願いします。

事務局：（ 森林法第6条による縦覧の説明 ）

これにより、県では、平成20年10月30日に公告して、30日間の公衆の縦覧に供しましたが、意見の申し立てはありませんでした。

次に、森林法の同じく6条の第3項に、「都道府県知事は、第1項の縦覧期間満了後、当該地域森林計画の案について、都道府県森林審議会及び関係市町村長に意見を聴かなければならない。」とあります。

これにより、関係市町村長に意見の照会をしたところ、小菅村長より次のような意見が寄せられました。

「本地域森林計画の案において、公益的機能の発揮と林業振興の両立が盛り込まれていることは、森林の利用により環境保全を図っていこうとする当村の方針と適合いたします。公益的機能の高度発揮と施業方法は密接な関係を持っておりますので、今後も環境に配慮した路網導入など積極的に推進していただき、林業立県山梨の確立を目指し、県下全市町村にご指導よろしくお願い申し上げます。」

これは、この地域森林計画に対する、小菅村からの賛成そして応援の意見でありますので、県としては特に、本計画の内容についての変更等を行わない旨でありますことを、添えて報告します。

なお、その他の市町村からは、「特に意見はありません」との回答をいただいております。

議長：県の照会に対して、小菅村からこのような意見がありましたそうです。

それでは、委員各位のご意見・ご質問をいただきたいと思います。2案件について一括質疑を行いますので、ご意見のある方は挙手をお願いします。質問でも結構です。

委員：林道のことについて伺いたいと思います。先日配って頂きました計画書案の44ページと、それから参考資料の55ページを見ていただきたいと思いますが、参考資料の方の55ページ、計画と実行の状況を見てみますと、開設、それから改築、改良、舗装、いずれも実行歩合はきわめて低い状況であると思います。にもかかわらず、

本計画案においては、開設それから改築、舗装は計画延長を若干落としていますものの、改良については計画延長を増加させているというふうに思います。そこで、2点ほど伺いたいのですが、これまでの計画の実行歩合をあまり考慮していない計画量となっているのではないかと思うのですが、これはどうしてかということをお伺いしたいと思います。それから、2点目ですが、計画書案の本文の方ですが、44ページの林道開設の計画量の前期と後期の配分割合ということですが、前期は18.2km、後期は59.6kmとなっております、あまりにもバランスが悪いと思います。これには、何か理由があるのではないか、その狙い、意図について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

議長：ただ今、委員から2点の質問がありました。これについての答弁をお願いします。

治山林道課長：ただ今の委員のご質問にお答え致します。2点ありましたけれども、まず1点目、実行計画歩合と計画の整合性が取れていないのではないかとございまして、実行歩合につきましては、ご存知のとおり、こういう経済情勢でございまして、予算も圧縮されております。したがって、かなり進捗状況が思わしくない。これは予算のせいと言っては申し訳ないんですけど、そういう現況にあります。それから、計画につきましては、先ほど事務局の方からも説明があったかと思うんですけど、林道路網整備計画そのままのものを載せておりますので、この乖離が出てきてしまっているということもございまして、ただ、ご指摘のように、この計画は、林道路網整備計画とリンクさせなくても良いのではないかとご指摘があれば、またそれを直していきたいと思っております。いずれにしても、進捗状況が悪いのはこういう財政状況でございまして、ここ2、3年はちょっと伸びないという目論見をしておりますけれども、その先私どもも一生懸命努力しまして予算の確保をして進捗を伸ばしていきたいので、その辺はご理解を頂きたいと思っております。

それから、開設の延長のバランスが前期と後期で取れていないのではないかとございまして、これも先ほどご説明致しましたように財政的なバランスを考えますと、前期はちょっと予想が厳しいのではないかと、目標に林道路網整備計画の開設量を持っておりますので、それに合わせるような形にしました。したがって、

こういう結果になってきてしまいましたけれども、ご指摘はそのとおりかと思えます。

議長：委員さんよろしいですか？

委員：公共事業費が伸びない、それから林業に対する関心が薄いという状況の中です。こういう数字を配置しているわけですが、計画と実行を少しでも近づけるといって、あるいは実行面を上げるという具体的な方策を聞きたいところなんです。多分今の状況でありますと、うまい方策というのは持ち合わせていないのではないかと思います。

それはそれとしまして、林道と密接に関係があります作業路のことについてもう一つ要望をさせて頂きたいと思えます。それは、本文の方の43ページと61ページ、まず43ページの方には林道の整備に関する基本的な考え方というのが一番上の方に書いてあります。これでは、一番上の方の上から4行目ぐらいにですね、『既設公道も含め林道と作業道による路網整備の形成を基本として取り組んでいく必要がある』と言っておりますし、それから61ページの方も、やはり一番上の方ですが、作業路等の整備のところに『作業路を、資源の循環利用林を中心として林道と効果的に組み合わせて整備していくことにより...』云々と述べております。先ほどから低コスト林業の確立という説明もあったし、本文の中にもそのようなことが書いてあるわけですが、そういった面から言いますと林道の整備ももちろん大切でありますけれども、作業路というものをもう少し実際に設置していかなければならないと思えます。そこで、作業路については林道に比べまして非常に簡単に書いてあり、資料的には具体的なものは何も載っていない。多分これはルールで決まっている計画事項ではないという認識の元にこういうことではないかと思えますが、もう少し具体的にこれを進めるために、何か知恵を出して、内容についてももう少し担保できるような計画にできないかと思えます。例えば、林道みたいに市町村別あるいは事業別の計画延長とか、あるいはどの林道と関連性を持たせてその作業路を入れるのかとか、事業主体はどこを考えているのかとか、もう少し具体的なものを入れ込んでほしいと。そうしないと、何かここに書いて頂いた言葉がむなしくなってしまう気がしますので、次の計画に向けては、その辺も少し工夫をして頂いて、実際に作業路が必要な山に入っていく方策を出して頂きたいと思えます。要望としてです。

議長：今、委員の要望事項ですけど、その点について何かご説明がありますか？県の方で。

治山林道課長：ただ今ご指摘のあった点でございますが、計画書の中にはご指摘のように詳しい記述はございませんが、来年度から、私どもが実際の事業として、国庫補助事業の改良と絡めて、造林の作業路を入れて路網を構築していく新しい事業をただ今予算要求しております。委員のおっしゃるように、具体的にどこにどういうものをとということでございますが、今回改良で計画の変更をお願いしているような箇所については、その改良事業を導入して路網の整備を図っていきたい。これは委員さんが一番お詳しいんでしょうけども、市町村道それから県道まで含めた林道以外の道路を路網として使っていくという大きな考え方を転換したんですけども、その中で作業路も比較的グレードの高い作業路を入れていくという考え方のもとにやっております。私どもは造林補助金を使って作業路を作る計画をしておりますけれども、今申しましたようにグレードの高い3級林道相当で作ろうと、それも完成の暁には林道台帳に載せて、災害復旧事業も取れるようにしたいと思っております。その先に作業路を入れていくと、こういう大きい構想のもとに現在予算要求中でございますので、それが具体的になれば、また各地でこの地域にこういうものがということが具体的な名称でお示しできるかと思えます。また、ご要望があればですね、次回予算が成立して箇所が決定した時に先生方にはお見せできると思えます。

議長：はい、ありがとうございます。委員、これでよろしいですか。森林整備課長。

森林整備課長：森林整備を進めていくためには、林道、作業道だけではまだ不十分で、さらに作業路をきめ細かく入れていくことが大事であると思っております。作業路開設につきましても、先ほど治山林道課長が申しましたように、開設の支援のための予算要求を私どもの方で今しているところでございますが、まだ予算として成り立っておりませんので、この部分に詳細に書くことはできなかったということですが、これにつきましても一生懸命取り組んでいくということで、決まり次第委員の皆さんには情報提供して参りたいと考えております。なお、具体的な作業路の路線については、これから各市町村が策定する市町村森林整備計画の中に登載するということになっておりますので、この点につきましても今後市町村で策定することにな

っておりますので、この辺の情報も委員の皆さんに今後ご提供して参りたいと考えております。

委員：同じような要望で申し訳ないんですけど、私も先の委員がおっしゃったように、進捗状況が非常に悪いところに計画をその上に上乘せするような形の案に対して疑問を感じました。実は、県の別の委員会に私も参加させて頂いていて、申し上げられる範囲でここで話したいことは、今、治山林道課長さんがおっしゃったんですけど、予算がないからできていないということなんですが、やはり県全体の財政から見たときに林道にどのくらいかかっているかということはどうですか、常に他の事業と比較したときには、ため息混じりの感想が出るというのが実態ではないかと思えます。他の所の事業等を見ても、やはり事後評価と言いますか、どのくらいお金をかけて、そしてそれがどのくらい収益が上がっているのか、ということについても、ある程度提示していかなければいけない時代になっている時に、今までの林道整備でどういうふうになってきたのか、これから整備していく林道が実際どのくらい林業振興に役に立つのかということはどうですか、質問された時には答えられるぐらいのことはして頂きたいし、こういう委員会の中でもそういうご説明を頂きたいなあという気が致します。ですから、林業関係の方から見ればこれは大事なことだし、そんなに簡単には林道は出来ないからということでは分かるんですけど、これから10年の間に今の景気が格段によくなって、過去の10年よりももっと上がるということは到底考えられないので、今の段階で持っている物をどういうふうに使って行って、そしてそれがどれくらいの収益につながるということを見込んで、計画を立てられるかということ、今回は無理とは思いますが、お話しできるようなものもまた機会があったらお聞かせ頂ければ大変ありがたいと思えます。これも要望になりますけどもよろしくお願いします。

議長：今、このご意見に対して、何か県の方で現状の内容等ご説明がありましたら。

治山林道課長：先ほど、前の委員のところの答弁でも申しましたけれども、平成16年に大幅に山梨県の林道路網整備計画を改定致しました。これは私どもとしてはかなり大胆な改革をしたと認識しておりますし、それに基づいて今も計画をして、財政的に厳しい中でも着実にやっていると思っております。当時の計画は先生もご存知かと思

いますが、かなりあと 300 キロぐらいに圧縮しまして、もう大きなものは作らない、それから施業に直接結びつくものを重点的に開けていきたいと思います。それから、この中にも書いてありますけれども、資源循環林を重点的にやっていきたいと思いますという大きな狙いがありまして、その他の森林につきましては基本的に開設をやめていこうと、こういうものがあります。今、お話しのように、収支のバランスとかですね、私どもは、県有林の中は恩賜県有財産特別会計でやっておりますので、なかなか収支が伴わない、赤字の中で補助金を頂いてやっているというような実情もありますけれども、森林整備をきちんとしていくための先行投資だというようなつもりもありますので、ご指摘のお話は十分わかりますけれども、基本的にはかなりスリムにして一生懸命やっているということだけはご理解頂きたいと思います。

議長：先ほどから出ている話題なので、より具体性がはっきりしたらその辺の提示もお願いしたいと思います。

委員：ちょっと教えて頂きたいんですが、9 ページを見て頂きたいと思います。9 ページの林業の振興の中の下から 2 行目ですが、『県産材を安定的に供給できる体制の整備などの取り組みにより、林業の振興を図っていく必要がある。』とありますが、安定的供給といいますが、需要と供給、どの程度県内で需要があるのか、そういう数字をつかまえてあれば、教えて頂きたいのですが、いかがでしょうか？

林業振興課長：県内の供給ということでございますけども、需要ということでも非常に多段階に需要がございますして、製材所にどれだけ材を使っているかという話と、また住宅にどれだけ使っているかという話になるとまた違うこともございますので、どういう需要かということになるかと思うので、一概に県内の需要がどれだけかというようなことは言いにくいと思っております。供給サイドですけども、今、安定供給の協議会ということで、3 つの流域で学識経験者また地元森林組合などの林業事業体にも入って頂いて議論しているところでございます。今、森林簿等も活用しまして、そこでどれぐらいの材が出せるのかというような数字を議論しているところでございます。この数字につきましては、今大体まとまっておりますので、また各委員さん等のご意見も踏まえて最終的にまとまるということでございますので、今ここで何立方ということは申し上げられませんが、どれだけのポテンシャルがあるということになってくれば、



それを安定的に毎年どれくらい出していきましょうということになってくる。あと、今のところ一時的には県内に3拠点ございますので、そういうところの市場に出して県内で使って頂く、あるいは県外に出ていく分も。県内の製材所だけでは、県内の材を全部使うということは実体上無理でございますので、県外に販売するなり何なり、というような販路を開拓していくということになるかと思えます。あくまで今協議会の方で川下でどれくらいあるかということで議論して頂いているので、その数字に基づいてどこにどれだけ売っていきこうという次の段階に進んでいくのではないかと考えています。ちょっと具体的な数字を上げられなくて申し訳ありませんが。

委員：漠然とした数字を出してくれということで申し訳ないと思いますが、現在うちでは製材をやっておりますが、昨年まではいいんですが、今年に入りましたら全然需要がありません。そういう中で安定的供給とはどういうことかなという疑問がありましたのでお聞きしたわけですが、なんとなく分かったような感じがします。ありがとうございました。

委員：私もこの会1年生なもので、分からなくて変な質問で申し訳ないですが、先ほど説明頂いた地域の概要の中で、人工林の齢級別の面積というところを見ているんですが、材積でなくて面積ですから、8から12くらいがたくさんで、楽しいなあうれしいなあと思うんですが、1から7くらいまでがこれでいいのかなあと思うんですね。ちょっとこの表の見方も分からないんですが。それとこの地域森林計画の中には植林とか、あるいはこの造林の中に植林も入っているのかと思うんです、植林なんかに関しては森林計画の中でどういう位置にあるのかちょっとお聞きしたいと思えます。

議長：事務局どうぞ

事務局：植林の計画ということですね、同じ紙の左の一番下のところの実施の状況なんですけど、これで言いますと、人工造林面積の計画量と実行量というのが植林の面積になります。天然更新というのが天然のままのものということになります。ですから、A3の紙の一番右側の中ほどに更新というのがありますね、この人工造林面積というのが計画の10年間の植栽の面積ということになります。

委員：造林という言葉が植林という言葉でいいの？一概にイコールでもない？イコール、いっしょという考え方でいいんですね？

事務局：一般的な植林は人工造林です。

委員：表で見ると、棒グラフで見るとえらい寂しく感じて、将来大丈夫かなあという感じもするけど、大丈夫なのかな。

委員：今とちょっと関連するんですけど、資源循環林という、19ページですね、ここについては9,000ヘクタールにちょっと欠けるんですね。先の委員さんが心配されているのが将来出てくるのではないかと、木材を資源として使っていく観点から、大体全国的に見れば一つの林業地というのは5万ヘクタールぐらいの人工林がないと成り立っていないというのがあるんじゃないかと思うんです。ここで8,000ヘクタールで東部地域へ安定的に供給するという、伐採を見ると間伐材がほとんど、主伐材ではなくて、間伐材をどれだけ利用していくのかという問題もあるんですけど、一つには環境面から考えると、コストマイレージですか、あんまり遠くヘトラックを使って運んでいくとCO<sub>2</sub>の排出量が多くなるということがあるので、できれば地元で使って、地産地消的な考え方が一番いいわけですので、そういう視点からできるだけ地域の林業の振興を図って頂くのと同時に、消費についても何らかの林業の、上流の立場からいろいろ提言したり考えたりしていく必要があると思います。そういう点について、間伐材を積極的に利用していくということは、環境面からのアプローチでもあるわけですから、県有林の場合、収益が上がらなくてもですね、材の供給という視点からいけば、積極的に間伐材の利用を図って頂きたい。その辺を一つご検討頂きたい。

それからですね、18ページの基本方針、水土保持林、言葉にとられるわけではないですけど、『良質な水の安定供給』というのを使っているけども、なかなか森林整備だけで良質な水を作り出すというのは非常に大変なもんですから、あまり書き込むとですね、返ってくるものが大きいんですよ、こういうものが実現できなかったときに。だから、まあ良質でなくても水が供給されればいい、というぐらいでいいんじゃないかと思うんですけどね。あと、その上流において、私は他の協議会にも席があるんですけど、そこで意見が出たんですけど、森林を転用利用する場合に特に上流域で、そういう時にはきちっと水質の管理がされるように配慮して転用利用して頂きたいという意見もありましたし、良質な水という視点は転用利用されたときに水質汚染が起きないように特に配慮して頂きたい。

それから、意見でございます。先ほど林務長のお話にありました、森林環境税が今日の新聞にも出ていました。創設するべくチームを作

られたということでありまして、県民それぞれどういう形で税金を頂くことになっていきますので、やっぱり森づくりについても県民の意見を聴いていくような一つのシステムを考えておいた方がいいんじゃないかと。県民参加の森づくりという、先ほどからの説明がありましたけど、何かこうお膳立てしたものに参加するというやり方があるんですけど、やっぱり自分たちの意見がどこかで通っていて、そこへ積極的に参加するという森づくりの方が、意識としてはっきりしているし、参加する側も喜んで参加できるというように感じるんですけど、その辺も一つご検討をお願いしたいなと思っています。以上です。

議長：ありがとうございました。それでは、この意見・提言について何か県の方でお願いします。間伐材利用、あるいは水源かん養の件、県民参加の森づくり、いかがでしょうか？

林業振興課長：間伐材の利用でございますけども、やはり間伐材というのは非常に搬出コスト等かかりますので、なかなか使われにくいということもありまして、今一部につきまして、搬出に対する補助制度も創設しまして、利用の促進をしています。また、我々としても、間伐材利用のための技術開発として、学童用の机とか、公共事業用の部材とか、そういうものの技術開発を行っております。本年はワインその他特産品を入れる箱などの技術開発を行っているところでございます。ただ、その辺がなかなか実需に結びついていないところがございまして、せっかく製品開発しても使われていないところもございまして、地元の業者さん等とも話をしながら、実際にどうやったら使って頂けるのかということも含めて、さらに間伐材の利用の促進を図ってきたいということでございます。

森林環境総務課長：森林環境税の話がでましたので、ちょっと経緯を。森林環境税につきましては、今、全国的に30の県で導入しています。山梨県が導入するしないという決断は、知事はまだしておりませんし、新聞の方で先取りで書いていることがあろうかと思えます。そうはいましても、我々は事務屋ですから、もし導入するとしたらどんな事業があるのか、今の事業の総点検も必要でしょうし、どのぐらいの規模になるのか、または税以外に寄付金や何かがあるのかという勉強は始めております。始めておりますけど、県として導入の決定とかそういうことは知事はまだ一言も言っておりませんので、ずいぶん新聞が先取りし書いてあるなということは森林環境総務課長の目からはそういう感想を持っています。以上です。

県有林課長：先ほど委員の方から、県有林内での森林整備の中で、採算を度外視しても間伐を進めるといようなご意見がございました。整備する所は採算を度外視してもやらなければならないんですけれども、県有林として収入確保の面からも、治山林道課から先ほど作業道の話も出ましたけれども、その辺とリンクさせまして、なるべく間伐材についても出せる方法にして参りたいと思っています。まだこれは予算が決まっておりませんが、来年からもこの作業道と合わせた形、逆に森林施業に合わせた形の作業道の計画を進めて、間伐材の利用を図っていきたいと思っています。

森林整備課長：先ほど委員から、水土保持林の整備のところの方針のところ、『良質な水』についてはというご指摘がございましたけれども、基本的に全国森林計画の方針に沿ったような形でやるということになっておりまして、この全森計の水土保持林の整備の基本方針のところ、ちょっと部分的に読んでみますと、『ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林』については『良質な水の安定供給を確保する観点から…森林整備を推進する』と、このような記述がございましたので、この記述を基本的に踏襲する形でやったということでございます。

議長：よろしいですね。それでは、まだご意見もおありかもしれませんが、だいぶ時間も経過しました。活発なご意見を頂いたことありがとうございます。以上で質疑を打ち切らせて頂きます。よろしいでしょうか。それでは、異議のないものとして、この2案についてご承認を頂けますか？

各委員：異議なし

議長：ありがとうございます。答申をすることに決定させて頂きます。なお、答申書の作成につきましては、会長に一任させて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか？

各委員：異議なし

議長：つづきまして、報告事項として、「やまなしの森づくり・CO<sub>2</sub>吸収認証制度の制定」についてを提案致します。事務局の説明をお願いします。みどり自然課長お願いします。

みどり自然課長：( 説明 )

議長：ありがとうございました。今、認証制度について説明が終わりましたけど、この件についてご意見・ご質問がございましたでしょうか？

委員：ご説明ありがとうございました。まだ、これから周知をしていくということではありますけど、これでどれぐらいの民有林が企業の活動の結果、手が入られるようになる、どのぐらい下草刈り等ができるようになるというようにお考えなのか、目論見的なこと結構なんですけど、試算等ありましたら。

みどり自然課長：今、実際に企業の森なんかで県内に入って頂いているところは、大体1ヘクタールぐらいが実際1年間にやる、植林も間伐も大体1ヘクタールぐらいなんですけど、それがどれぐらい進むのか、今の段階で計画も立っておりません、実際作ってどれぐらいがやるかというものは作ってございません。

議長：予想では大変話題が出てくるかと思えます。期待しています。

委員：議長さんところの地元ではないですか？早川の様子を教えてください。

議長：早川の様子と言われると困るんですけどね、企業の森は三菱の森とですね、企業ではありませんけども、東京の品川区の森づくりが進んでいましてね。それは企業に準ずるわけですけども、この認証制度に加わりたいということは思ってますので、早速具体的に整理、面積もはっきりしてますので、認証して頂けるような努力をしていきたいなと、このように思うんですけど。私は思うんですけども、国の排出権の問題とこれはどのように関わってくるのか、排出権の中にこれは入りますか？

みどり自然課長：排出権というのは、京都議定書の6%を削減することで、3.8%を森林で上限であるということになっているのですが、そことはこのカーボンオフセットは関係ない所で行われるという仕組みになっております。ですから、先ほど説明があった、県でも吸収量の計画の中で、確か11万ヘクタールを間伐することになっていますが、それとはまた別の所で行われているということで、6%引く3.8%で残りが2.2%を排出抑制しなければならないんですが、それについては排出権取引として削減することになっているんですが、それとは関係ないところでカーボンオフセットというのは行われていると。

議長：企業が手を付ける場合は、企業もカウントしたいと思うんですよ。企業側としては。

みどり自然課長：企業としては、県の条例とかの中で、排出抑制をどれぐらいいしますかと言われていたんですけど、そこで企業が策定したからと言って、それが国の6%にカウントされるものではない。排出量取引の

時に削減が認められるということで、ちょっと制度としてややこしいのですが、京都議定書に関係のある削減と、京都議定書に関係ない削減というのがあります。

議長：分かりました。県独自で努力するということですね。他にいかがでしょう？

森林整備課長：今の説明に補足させて頂きますと、温暖化対策で今山梨県は平成18年から24年までの7年間に4万ヘクタールの間伐をしようと、それが温暖化対策になるということで進めておりますが、今言いました企業の森で整備をしようという森林は、全部じゃないかもしれませんが、相当部分は、その4万ヘクタールの中に入るのはないかと考えております。したがって、4万ヘクタールの中に入った森林が企業の森で整備されるということになりますと、吸収源対策になると、県の吸収源対策になると思います。ただ、企業の森はですね、毎年毎年やった分が認証されるということですが、温暖化対策としての森林整備というのは最初の1回だけ、翌年また同じ所をやっても2回目以降はカウントされないことになりますので、最初の1回目分だけカウントされると、こんなような仕組みになっております。

林務長：今回の吸収源の関係なんですけども、国の方が、今みどり自然課長も言っていたように、排出権取引、排出量の関係は認めていないわけですね。どちらかというと、各都道府県、地方の方が先に進んでいるわけなんです。今度、おそらく国の方が動き出したときに、排出量の積算方法を確立化して、企業を含めた形での取引が認められるようになれば、その時、この数値を使えるような形では、整合性を取ろうとは考えております。

議長：実施に入りますので、いい方向で県内の森林が整備されていけばいいと思います。地球温暖化とからんでね。

他にいかがでしょう？よろしいでしょうか。それでは、CO<sub>2</sub>の報告事項はこれで終わらせて頂きます。この他、森林・林業全般についてのご意見・ご質問がありましたら委員さんをお願いします。

委員：先ほど林務長さんから、最近の大きな問題として森林環境税の問題と、地球温暖化対策条例の2つが大きな問題であるというお話があったんですが、その他に私とすれば、林業公社の問題もちょっとした動きがあるのかなと感じておるわけでありまして。その内容というのは新聞報道によりますと、最近の公益法人制度の改革によりまして、2年連続で債務超過になると、その法人、公社は解散しなければならない

と。公社だけじゃないのかな。そういう中で、県としてもですね、県の債権を放棄するというようなことも今検討しているというような報道を見たんですが、その辺をもう少し検討の内容を説明して頂ければありがたいと思いますけども。分かる範囲で結構ですから。

森林整備課長：委員のおっしゃるとおり、林業公社の問題は確かに非常に重要な問題でございます。しかも、今年の12月に公益法人改革3法が施行されて、25年の12月までの5年間の間に、5年間経過措置と言いますか、5年間の間に審査を受けて移行するということになっておりまして、ご承知のとおり、林業公社はもともと制度的に事業に必要な自己資金を持っておりませんので、全て借入金でまかなって最終的に何十年か後に木材を伐採して、その販売収入で借入金を返していくことになっております。そうした中で、今の見通しでいきますと、現在の契約内容でいきますと、平成67年度が最終の伐採の年度になるということで進んでおりまして、この時点でかなりの百億単位の赤字になると見込まれております。こうした中で、公益法人改革の問題も含めて、5年以内に公社の状況を改善していかなければ存続できないことになっておりまして、今後も経費節減等の改善を進めていきながら、なおかつ国に対してもさらなる支援を要請するということです。

これまで林野庁は公社の問題は地方の問題だという態度でございましたけれども、今年の11月に地方と林野庁、総務省を含めた協議会をスタートさせまして、来年再来年辺りには具体的な支援策も出てくるんじゃないかと考えています。新聞では、県の債権放棄というようなことが明記されておりましたけど、先ほど言いましたように、公社自身の経営改善と国の支援策、それから赤字の、債務超過の解消策、これら全体を引き続き検討していくということでございまして、はっきり申せないところもありますけれども、今、そんな方向でやっております。あまりお答えになっていないかもしれませんが、現在そんな状況でございます。

議長：現況はそういうことだそうです。スタート時点では良かれと思って全国で始めたことですが、時代の流れの中で、山梨県の課題でもありますけれども、全国の林業公社の課題ですね。努力していかなければならないと思います、単位ごとに。

他にどうでしょうか。よろしいでしょうか？事務局から何かありますか？

事務局：特にありません。

議長：その他の項ですが、他に何かありますか？よろしいですか？それでは、その他についても閉じさせていただきます。

審議事項は全て終了致しました。議長の役目を降ろさせていただきます。ありがとうございました。

司会：ありがとうございました。

これをもちまして、本日の森林審議会を終了させていただきます。

以上

本文は、平成20年度第2回山梨県森林審議会の議事録である。

平成20年12月18日